

広島県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年五月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

四〇七	整理 番号	道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		県道徳市津口 線	世羅郡世羅町大字黒瀨字獅子 田一三三五番六番地先から 世羅郡世羅町大字津口字定光 地谷九八〇番五地先まで	三・二〇、 五一・八〇	二、五八 五・六〇	